

# CLAIR REPORT No.568

フィリピン・シンガポールにおけるジェンダー政策

Clair Report No.568 (March 25, 2025)

(一財) 自治体国際化協会 シンガポール事務所



一般財団法人

自治体国際化協会

## 「CLAIR REPORT」の発刊について

当協会では、調査事業の一環として、海外各地域の地方行財政事情、開発事例等、様々な領域にわたる海外の情報を分野別にまとめた調査誌「CLAIR REPORT」シリーズを刊行しております。

このシリーズは、地方自治行政の参考に資するため、関係の方々に地方行財政にかかわる様々な海外の情報を紹介することを目的としております。

内容につきましては、今後とも一層の改善を重ねてまいりたいと存じますので、ご意見等賜れば幸いに存じます。

「私的使用のための複製」や「引用」等の著作権法上認められた場合を除き、本誌から複製・転載等を行いたい場合には、以下問い合わせ先までご相談ください。

問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麹町1-7 相互半蔵門ビル

(一財) 自治体国際化協会 総務部 企画調査課

TEL: 03-5213-1722

E-Mail: [kikaku@clair.or.jp](mailto:kikaku@clair.or.jp)

はじめに

「ジェンダー」は今や世界中に浸透している言葉のひとつになっているが、どのように定義づけられているのだろうか。さまざまな国際機関の使用例を見てみると、「ジェンダー」とは、生物学的な性差のことではなく、社会的・文化的な性差を指す単語とされており、いわゆる「男らしさ」や「女らしさ」といったこれまでの社会の中で無意識に作り上げられたイメージや役割、意識などの違いについて述べるときに用いられる概念と定義づけることができるだろう。

本稿では、この「ジェンダー」について、特に東南アジア諸国におけるジェンダーに関する歴史や政策などを紐解くことを試みた。

第1章では、改めて「ジェンダー」の定義について詳しく述べるとともに、ジェンダーに関する国際的な指数について説明している。また、最新の「The Global Gender Gap Report」を用いて、日本と今回取り上げるフィリピンとシンガポールの「ジェンダー・ギャップ指数」を説明し、各国の男女平等の数値を確認した。

そして、第2章以降では、フィリピンとシンガポールにそれぞれ焦点を当て、各国におけるジェンダーに関する歴史や時代背景、男女参画にかかる基本法制、女性が社会進出している要因などをについて調査し、報告している。

本稿が、日本でのジェンダー政策をはじめとした取組へのヒントとなれば幸いである。

2025年3月

一般財団法人自治体国際協会シンガポール事務所長

## 目次

はじめに .....	3
第1章 世界におけるジェンダーについて.....	5
第1節 ジェンダーとは.....	5
1 定義 .....	5
2 持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals） .....	5
第2節 ジェンダーに関する国際的な指数について .....	7
1 「ジェンダー・ギャップ指数」について.....	7
(1) 日本.....	8
(2) フィリピン .....	9
(3) シンガポール.....	10
2 各国の分野ごとの「ジェンダー・ギャップ指数」について.....	10
(1) 日本.....	10
(2) フィリピン .....	13
(3) シンガポール.....	14
第2章 フィリピンの場合 .....	16
第1節 ジェンダーの歴史.....	16
第2節 基本法制と政策.....	17
第3節 女性の社会進出に関する経済的要因.....	18
第3章 シンガポールの場合.....	20
第1節 ジェンダーに関する基本法制・政策について.....	20
第2節 ワーク・ライフ・バランスの促進.....	20
おわりに .....	22
参考文献.....	23

## 第1章 世界におけるジェンダーをとりまく状況について

### 第1節 ジェンダーとは

#### 1 定義

「ジェンダー」という言葉は、現在では世界中に浸透している言葉のひとつになっているが、その言葉の使用例については、国際機関によってさまざまなものがある<sup>1</sup>が、おおむね次のような意味で使われている。

生物学的な性差のことではなく、社会的・文化的な性差を指す単語とされており、いわゆる「男らしさ」や「女らしさ」といったこれまでの社会の中で無意識に作り上げられたイメージや役割、意識などの違いについて述べるときに用いられる概念

本稿では、多くの国際機関の中から、国連ジェンダー問題特別顧問事務所における定義をお借りして、人類が社会進出するうえで無意識に影響を与えている「女性間・男性間のみならず、男性であること、女性であること、男女・少年少女の関係に根ざす社会的態度と機会」を「ジェンダー」としたい<sup>2</sup>。

#### 2 持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）

「ジェンダー」の問題に関しては、2015年に国連総会で採択された「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」でも触れられている。このSDGsは「誰ひとり取り残さない」をキーワードとして、人類がこの地球で暮らし続けられるように世界のさまざまな問題の解決に向けて示された具体的な目標である。

採択時には「持続可能な開発のための2030アジェンダ」として、具体的な17のゴールと169のターゲットが示されている。この目標のうち、5つ目の目標となっているのが「目標5：ジェンダー平等を実現しよう」である。具体的には「男女平等を実現し、全ての女性と女の子の能力を伸ばし可能性を広げよう<sup>3</sup>」という目標のもと、6項目のターゲットと3つの方法が示されている。

---

<sup>1</sup> 石川祥子（国連開発計画（UNDP））「内閣府男女共同参画会議 男女共同参画基本計画に関する専門調査会 国際社会におけるジェンダー概念（一般的に理解されている定義と使用状況など）」（2025年9月9日）[<https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/keikaku/siry/pdf/14-2.pdf>]（最終検索日 2025年2月28日）

<sup>2</sup> 石川祥子（国連開発計画（UNDP））「内閣府男女共同参画会議 男女共同参画基本計画に関する専門調査会 国際社会におけるジェンダー概念（一般的に理解されている定義と使用状況など）」（2025年9月9日）[<https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/keikaku/siry/pdf/14-2.pdf>]（最終検索日 2025年2月28日）、1頁

<sup>3</sup> 公益財団法人日本ユニセフ協会（UNICEF）「5. ジェンダー平等を実現しよう」（2024年5月6日）[<https://www.unicef.or.jp/kodomo/sdgs/17goals/5-gender/>]（最終検索日：2025年2月28日）

(表 1-1 : 目標 5 のターゲットと実現方法について<sup>4</sup>)

ターゲット (達成目標)	
5-1	全ての女性と女の子に対するあらゆる差別をなくす。
5-2	女性や女の子を売り買いしたり、性的に、また、その他の目的で一方的に利用することをふくめ、全ての女性や女の子へのあらゆる暴力をなくす。
5-3	子どもの結婚、早すぎる結婚、強制的な結婚、女性器を刃物で切り取る慣習など、女性や女の子を傷つけるならわしをなくす。
5-4	お金が支払われない、家庭内の子育て、介護や家事などは、お金が支払われる仕事と同じくらい大切な「仕事」であることを、それを支える公共のサービスや制度、家庭内の役割分担などを通じて認めるようにする。
5-5	政治や経済や社会のなかで、何かを決めるときに、女性も男性と同じように参加したり、リーダーになったりできるようにする。
5-6	国際的な会議※で決まったことにしたがって、世界中だれもが同じように、性に関することや子どもを産むことに関する健康と権利が守られるようにする。 ※国際人口・開発会議 (ICPD) の行動計画、北京行動綱領とそれらの検証会議の成果文書
ターゲット実現のための方法	
5-a	それぞれの国の法律にしたがって、女性も財産などについて男性と同じ権利を持てるようにし、土地やさまざまな財産を持ったり、金融サービスの利用や相続などができるようにするための改革をおこなう。
5-b	女性が能力を高められるように、インターネットなどの技術をさらに役立てる。
5-c	男女の平等をすすめる、全ての女性や女の子があらゆるレベルで能力を高められるように、適切な政策や効果のある法律を作り、強化する。

世界各国では、この SDGs を一つの指標として、ジェンダー平等の実現のための取組が行われている。

<sup>4</sup> 日本ユニセフ協会の HP (脚注 3 と同じ) より著者作成

## 第2節 ジェンダーに関する国際的な指数について

ジェンダーに関する国際的な指数は、「ジェンダー開発指数」や「ジェンダー不平等指数」、「ジェンダー・ギャップ指数」と、複数存在している。前者2つの指数は、国連開発計画（UNDP）が「人間開発報告書」で発表しているものである。具体的には、「ジェンダー開発指数」は、UNDPが人間開発のための基本的な能力としている健康・知識・生活水準の3つの側面から男女間の格差を測定しているもので、「ジェンダー不平等指数」は、性と生殖に関する健康・エンパワーメント・労働市場への参加という3つの側面における男女間の不平等を測っているものである。3つ目に挙げた「ジェンダー・ギャップ指数」は、世界経済フォーラムが発表しているもので、経済・教育・健康・政治の分野ごとの男女間の格差を測っている。本稿では、女性の社会進出という観点から、この「ジェンダー・ギャップ指数」を参考にしたい。

### 1 「ジェンダー・ギャップ指数」について

前述のとおり、「ジェンダー・ギャップ指数」は、世界経済フォーラムが発表しているもので、毎年「The Global Gender Gap Report」を通して公表されている。「経済」「教育」「健康」「政治」の4つの分野のデータからその時点における世界各国の男女格差を数値化したもので、完全に不平等な状態を「0」、完全に平等な状態を「1」としてスコアが作成され、1に近いほど男女格差がないことを示している。

ここでは、2024年6月に発表された「The Global Gender Gap Report 2024」<sup>5</sup>を基に、(1) 日本、(2) フィリピン、(3) シンガポールの順でそれぞれのランキングや各分野の数値を確認していきたい。((1)～(3)をまとめた表は下記表1-2のとおり。)

なお、このレポートにおける世界平均を先に述べておくと、総合ギャップ指数は0.685、経済参画では0.605、教育では0.949、健康では0.960、政治参画では0.225である。特に政治参画は世界平均自体が低く、スコアが0.5以上となっているのは146か国中12か国しかない。

---

<sup>5</sup> The World Economic Forum. (2024). Global Gender Gap Report 2024. The World Economic Forum. [[https://www3.weforum.org/docs/WEF\\_GGGR\\_2024.pdf](https://www3.weforum.org/docs/WEF_GGGR_2024.pdf)] (最終検索日：2025年2月28日)

(表1-2 日本、フィリピン、シンガポールのジェンダー・ギャップ指数一覧<sup>6)</sup>)

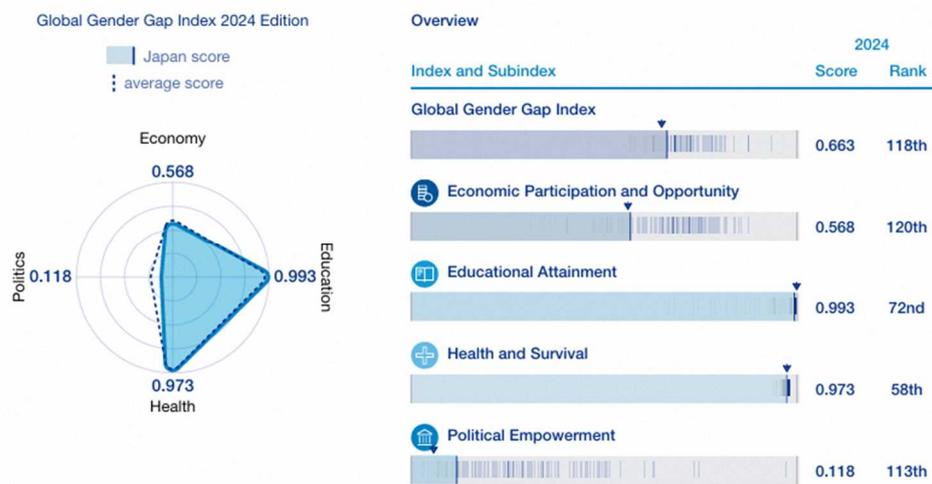
	総合	経済 参画	教育	健康	政治 参画
(1) 日本	0.663 (118位)	0.568 (120位)	0.993 (72位)	0.973 (58位)	0.118 (113位)
(2) フィリピン	0.779 (5位)	0.775 (20位)	1.000 (1位)※	0.968 (86位)	0.373 (34位)
(3) シンガポール	0.774 (48位)	0.779 (18位)	0.994 (65位)	0.971 (65位)	0.230 (69位)
(参考) 世界平均	0.685	0.605	0.949	0.960	0.225

※同率1位はフィリピンを含め29か国

(1) 日本

日本は、総合ギャップ指数は0.663で、全146か国中118位となっている。分野ごとに見てみると、経済参画は0.568で120位、教育は0.993で72位、健康は0.973で58位、政治参画は0.118で113位となっている。教育と健康は世界平均よりも高い数値となっているが、総合ギャップ指数と、経済参画と政治参画のギャップ指数は低く、先に述べた世界平均のスコアよりも低い。

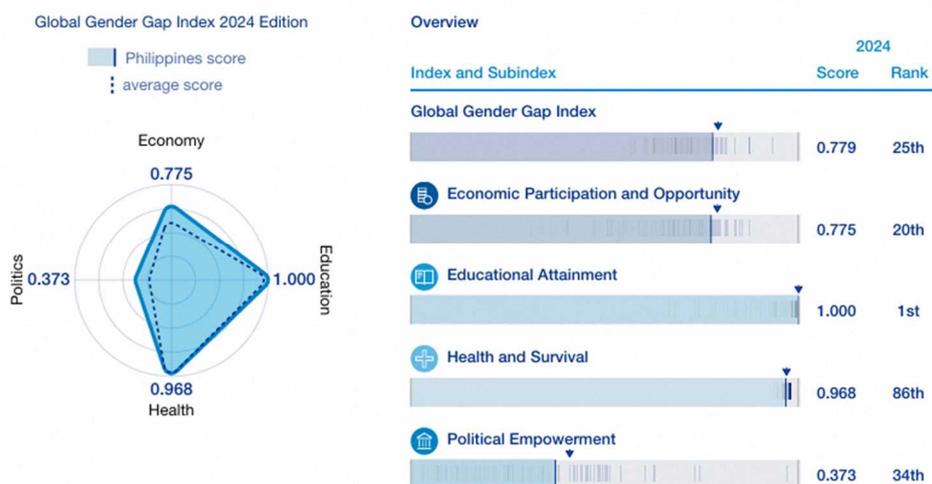
<sup>6</sup> 「Global Gender Gap Report 2024」(The World Economic Forum、2024年)を参考に著者作成



(図1-1 日本のジェンダー・ギャップ指数の概要 (出典:「The Global Gender Gap Report 2024」 p.219))

(2) フィリピン

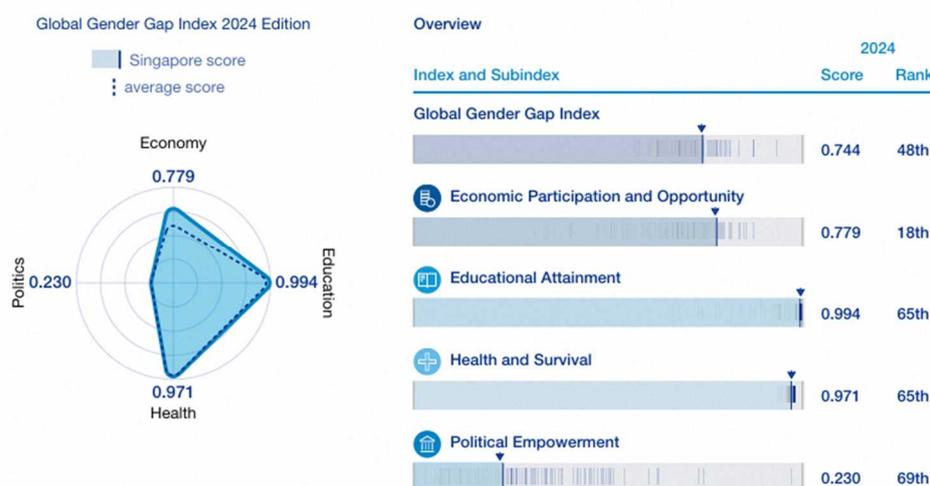
総合ギャップ指数で見ると、フィリピンは0.779で25位である。分野ごとの順位を見てみると、経済参画は0.775で20位、教育は1.000で1位(同率1位フィリピン含め29か国)、健康は0.968で86位、政治参画は0.373で34位となっている。総合ギャップ指数だけでなく、各分野のギャップ指数も世界平均よりも高い数値となっている。



(図1-2 フィリピンのジェンダー・ギャップ指数の概要 (出典:「The Global Gender Gap Report 2024」 p.297))

### (3) シンガポール

シンガポールは、総合ギャップ指数のランキングは 0.774 で 48 位である。分野ごとの順位を見てみると、経済参画は 0.779 で 18 位、教育は 0.994 で 65 位、健康は 0.971 で 65 位、政治参画は 0.230 で 69 位となっている。シンガポールもフィリピンと同様に、総合ギャップ指数だけでなく、各分野のギャップ指数も世界平均よりも高い数値となっている。



(図 1 - 3 シンガポールのジェンダー・ギャップ指数の概要 (出典: 「The Global Gender Gap Report 2024」 p.317))

## 2 各国の分野ごとの「ジェンダー・ギャップ指数」について

前述より、総合順位で日本、フィリピン、シンガポールを比較すると、フィリピン及びシンガポールの 2 か国は日本よりはるかに上位にあることが分かる。また、日本のギャップ指数をみると、経済と政治の分野での値が特に低いことから、今回はその 2 つの分野に焦点を当てて、それぞれの指標を見ていきたい。

なお、経済参画の分野では、労働参加率の男女比、同一労働における賃金の男女格差、推定勤労所得の男女比、管理的職業従事者の男女比の 4 つないし専門・技術者の男女比を加えた 5 つのデータを使用しており、政治参画の分野では、国会議員の男女比、閣僚の男女比、最近 50 年における行政府の長の在任年数の男女比の 3 つのデータを使用している。

### (1) 日本

まず、経済参画の分野をデータごとにみると、労働参加率の男女比は 0.768、同一労働における賃金の男女格差が 0.619、推定勤労所得の男女

比が 0.583、管理的職業従事者の男女比が 0.171 となっている。前者 3 つのデータは 0.5 以上の数値となっているが、管理的職業従事者の男女比の数値はゼロに近く、特に格差が大きい。



(図 1-4 日本の経済参画分野のジェンダーギャップ指数 (出典:「The Global Gender Gap Report 2024」 p.219))

総務省統計局の「労働力調査結果」<sup>7</sup>によると、女性就業者については、2012 年は 2,654 万人であったが、最新データである 2024 年の集計をみると、3,082 万人となっている。10 年ほどで女性就業者は約 400 万人増加したが、2024 年の男性就業者は 3,699 万人で、女性よりも多く、まだ男性より 2 割ほど少ないことがわかる。「ジェンダー・ギャップ指数」において労働参加率の男女比が 0.768 となっていることにも納得がいくだろう。

また、「ジェンダー・ギャップ指数」で数値がゼロに近かった管理的職業従事者に関する具体的な統計数値については、令和 5 年に内閣府男女共同参画局がとりまとめたデータ<sup>8</sup>を確認したい。民間企業における管理職相当（係長相当職、課長相当職、部長相当職）の女性割合について、1990 年代はいずれも 5%以下であったが、2021 年には係長相当職については 20.7%、課長相当職は 12.4%、部長相当職は 7.7%となっている。過去に比べると割合は上昇しているが、50%にはほど遠い数値である。また、上場企業に

<sup>7</sup> 出典：総務省統計局ホームページ (<https://www.stat.go.jp/data/roudou/index.htm>)

※数値データは e-Stat の HP (<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003008330>) を参照

<sup>8</sup> 内閣府男女共同参画局「女性活躍・男女共同参画における現状と課題」(2023 年 4 月 11 日) [[https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/wg-nwec/pdf/wg\\_01.pdf](https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/wg-nwec/pdf/wg_01.pdf)] (最終検索日：2025 年 2 月 28 日)、5-6 頁

における女性役員数は、2022年で9.1%となっており、2012年の1.6%と比較すると増加しているが、いまだに低いことがわかる。これらのデータから、日本における管理的職業に従事している女性は少ないことがわかるだろう。

次に、政治参画の分野をデータごとにみると、国会議員の男女比が0.115、閣僚の男女比が0.333、最近50年における行政の長の在任年数の男女比が0.000となっている。3つ目のデータに関しては、女性の内閣総理大臣が誕生していないため、ゼロとなっていることがわかる。ほかの2つのデータについても女性議員や閣僚が男性よりも非常に少ないことから、ゼロに近い数値となっている。



(図1-5 日本の政治参画分野のジェンダーギャップ指数(出典:「The Global Gender Gap Report 2024」 p.219))

これについても同様に令和5年に内閣府男女共同参画局がとりまとめたデータ<sup>9</sup>を確認したい。国会における女性議員の割合について、衆議院では10.0%、参議院では26.0%で、国会全体では15.6%となっている。また、国会のみならず、地方議会においても都道府県と市区町村全体で女性議員が占める割合は15.1%となっており、国でも地方でも女性議員が少ないことがわかる。また、閣僚については、現在の第2次石破内閣における女性の割合は約10.5%となっている。

なお、「ジェンダー・ギャップ指数」の数値では、国会議員の男女比が0.115、閣僚の男女比が0.333となっており、閣僚の男女比のほうが高い数値となっているが、これは2024年6月に公表されているものであることから、岸田前内閣総理大臣のときの閣僚における女性の割合(約26.3%)が参考データとなっていると考えられる。

<sup>9</sup> 内閣府男女共同参画局「女性活躍・男女共同参画における現状と課題」(2023年4月11日) [https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/wg-nwec/pdf/wg\_01.pdf] (最終検索日: 2025年2月28日)、1頁

## (2) フィリピン

次に、フィリピンの経済参画と政治参画それぞれの分野をデータごとにみてみたい。経済参画の分野については、労働参加率の男女比は 0.693、同一労働における賃金の男女格差が 0.713、推定勤労所得の男女比が 0.696、管理的職業従事者の男女比が 0.947、専門・技術者の男女比が 1.000 となっている。いずれのデータも 0.5 以上の数値となっているが、特に管理的職業従事者の男女比や専門・技術者の男女比の数値が高く、男女間の格差が小さいことが分かる。



(図 1-6 フィリピンの経済参画分野のジェンダーギャップ指数 (出典: 「The Global Gender Gap Report 2024」 p.297))

また、政治参画の分野をデータごとにみてみると、国会議員の男女比が 0.376、閣僚の男女比が 0.211、最近 50 年における行政府の長の在任年数の男女比が 0.462 となっている。

なお、フィリピンの行政府の長とは大統領であるが、過去 50 年を遡ると、2 名の女性が歴代の大統領を務めている。具体的には、1986 年に就任した第 11 代大統領のコラソン・アキノ氏と、2001 年に就任した第 14 代大統領のグロリア・アロヨ氏である。



(図1-7 フィリピンの政治参画分野のジェンダー・ギャップ指数 (出典:「The Global Gender Gap Report 2024」 p.297))

### (3) シンガポール

そして、シンガポールの経済参画と政治参画におけるそれぞれのデータを確認したい。はじめに経済参画のデータをみると、労働参加率の男女比は 0.823、同一労働における賃金の男女格差が 0.794、推定勤労所得の男女比が 0.735、管理的職業従事者の男女比が 0.674、専門・技術者の男女比が 0.882 となっている。シンガポールもフィリピンと同様にいずれの数値も高く、最も低い数値でも 0.674 (労働参加率の男女比) となっている。なお、この経済参画の分野で最も数値が高く、男女格差が小さいと考えられるのは専門・技術者の男女比である。



(図1-8 シンガポールの経済参画分野のジェンダー・ギャップ指数 (出典:「The Global Gender Gap Report 2024」 p.317))

また、政治参画の分野をデータごとにみると、国会議員の男女比が 0.414、閣僚の男女比が 0.167、最近 50 年における行政府の長の在任年数

の男女比が 0.136 となっている。

なお、シンガポールの行政府の長については、元首である大統領と政府首相がいる。歴代大統領には女性もあり、第 8 代大統領のハリマ・ヤコブ氏がそうであった。



(図 1 - 9 シンガポールの政治参画分野のジェンダー・ギャップ指数 (出典: 「The Global Gender Gap Report 2024」 p.317))

## 第2章 フィリピンの場合

前章までは、「The Global Gender Gap Report 2024」を基に、日本、フィリピン、シンガポール3か国それぞれにおける「ジェンダー・ギャップ指数」を確認した。この章ではフィリピンに焦点を当てたい。

前章までのフィリピンに関する内容をまとめると、「The Global Gender Gap Report」において、フィリピンは146か国中総合25位で、経済参画では20位、政治参画では34位と、上位25%以内に位置している。また、経済参画と政治参画それぞれの分野にあるデータを見てみても、唯一、政治参画の分野の「閣僚の男女比」のデータのみが世界平均を若干下回っているのみで、そのほかのデータは世界平均よりも高い数値となっている。

ここではフィリピンのジェンダーに関する歴史や基本法制、政策などを確認しながらジェンダー・ギャップが少ない理由を探っていきたい。

### 第1節 ジェンダーの歴史

フィリピンの歴史は、1521年以前、1521年以降のスペイン統治時代、米西戦争後のアメリカ統治時代（1898～1945年）、1946年以降の独立以後と、大きく4つに分けることができる<sup>10</sup>。

1521年以前にあつては、フィリピン諸島どこにおいても男女関係なく財産の所有やあらゆる意思決定が可能であったと言われている<sup>11</sup>。しかし、その後、スペインがフィリピンを統治するようになるとスペインの家父長制的な慣習や行政制度などがフィリピン社会にも取り入れられ、女性の社会的地位が徐々に落ちていった<sup>12</sup>。一方で、19世紀ごろには独立運動が開始され、その運動を率いた秘密結社には男性だけでなく、女性も同じように参加していた<sup>13</sup>。

そして、1898年の米西戦争の結果、フィリピンはアメリカの統治下に置かれることとなり、教育制度や民主主義制度などアメリカ式のものが取り入れられることとなった。特に、教育制度においては男女平等に学ぶ権利が与えられ、女性もさま

---

<sup>10</sup> フィリピン政府観光省「フィリピンの基礎知識」（日付不明）[<https://philippinetravel.jp/about/basic/>]（最終検索日：2025年2月28日）

<sup>11</sup> The Philippines and the University of Michigan. (日付不明). Philippine Women in UM Archives. The Philippines and the University of Michigan [https://philippines.michiganintheworld.history.lsa.umich.edu/s/exhibit/page/philippine-women-in-um-archives#:~:text=Before%20colonialism%20(prior%20to%20Spanish,women%20fought%20for%20better%20treatment]（最終検索日：2025年2月28日）

<sup>12</sup> 同上

<sup>13</sup> 内閣府男女共同参画局「諸外国における政策・方針決定過程への女性の参画に関する調査・ドイツ共和国・フランス共和国・大韓民国・フィリピン共和国」（2008年3月）[<https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/sekkyoku/h19shogaikoku.html>]（最終検索日：2025年2月28日）、第5章（150頁）

ざまな専門分野で働くようになった<sup>14</sup>。一方で、アメリカの伝統的な価値観としては、女性は家庭で主婦として、母親としての役割を担うことが重要視されていたため、フィリピンでもそのような教育に力を入れてアメリカの女性観が浸透していった<sup>15</sup>。

政治的側面で見ると、アメリカ統治下では、アメリカの議会制度が取り入れられたが、当初は男性にのみ参政権が与えられていた。しかし、1937年には婦人参政権運動の成果として女性にも投票権が認められることとなる。また、1946年の独立前には自由選挙が実施され、徐々に女性の政治的地位が上がっていた<sup>16</sup>。

## 第2節 基本法制と政策

以下は内閣府男女共同参画局の調査に拠る（詳細は脚注<sup>17</sup>）。

フィリピンにおいて、女性を取り巻く環境が大きく変化したのは、コラソン・アキノ氏が1986年に第11代大統領として就任してからであるとされている<sup>18</sup>。ここでは、その1986年以降に整備されたジェンダー平等に関する基本法制や政策を中心に見ていきたい。

まずは、1987年に制定された「1987年フィリピン共和国憲法」（1987 Constitution）である。この憲法では、女性の基本的人権や社会参画を保障しており、法の下において男女平等であることを規定している。各条項では、パーティリスト制度という指示する政党や社会的弱者層（女性に限らず労働者層や農民層、都

---

<sup>14</sup> JoseDorothy dL.Mary, AlfaroRita Lourdes A.Ma. (2021). The Origins of the Women's Movement in the Philippines and Thailand: A Preliminary Comparison. Center for Women's and Gender Studies, University of the Philippines.

[[https://www.academia.edu/95972458/The\\_Origins\\_of\\_the\\_Women\\_s\\_Movement\\_in\\_the\\_Philippines\\_and\\_Thailand\\_A\\_Preliminary\\_Comparison](https://www.academia.edu/95972458/The_Origins_of_the_Women_s_Movement_in_the_Philippines_and_Thailand_A_Preliminary_Comparison)]（最終検索日：2025年2月28日）、pp.126-136

織田 由紀子（(財)アジア女性交流・研究フォーラム（CICE 客員研究員））「フィリピンの公教育におけるジェンダーと女性政策」（広島大学教育開発国際協力研究センター「国際教育協力論集」第3巻第2号、2000年）[<https://www.cice.hiroshima-u.ac.jp/wp-content/uploads/2014/03/3-2-11.pdf>]（最終検索日：2025年2月26日）、3頁

<sup>15</sup> 織田 由紀子（(財)アジア女性交流・研究フォーラム（CICE 客員研究員））「フィリピンの公教育におけるジェンダーと女性政策」（広島大学教育開発国際協力研究センター「国際教育協力論集」第3巻第2号、2000年）[<https://www.cice.hiroshima-u.ac.jp/wp-content/uploads/2014/03/3-2-11.pdf>]（最終検索日：2025年2月26日）、4頁

<sup>16</sup> 内閣府男女共同参画局「諸外国における政策・方針決定過程への女性の参画に関する調査-ドイツ共和国・フランス共和国・大韓民国・フィリピン共和国-」（2008年3月）[<https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/sekkyoku/h19shogaikoku.html>]（最終検索日：2025年2月28日）、156頁

<sup>17</sup> 内閣府男女共同参画局「諸外国における政策・方針決定過程への女性の参画に関する調査-ドイツ共和国・フランス共和国・大韓民国・フィリピン共和国-」（2008年3月）[<https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/sekkyoku/h19shogaikoku.html>]（最終検索日：2025年2月28日）

<sup>18</sup> 内閣府男女共同参画局「諸外国における政策・方針決定過程への女性の参画に関する調査-ドイツ共和国・フランス共和国・大韓民国・フィリピン共和国-」（2008年3月）[<https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/sekkyoku/h19shogaikoku.html>]（最終検索日：2025年2月28日）、第5章（150頁）

市貧困層、先住民、青年層を含む) に対し、政策決定過程への参加を保障するシステムに基づく代表を構成するように規定したものや、勤労における女性の権利を定めている条項もある。

その後、1991年には、共和国法 7192「開発及び国家建設における女性法」が制定された。この法律は、国の開発や建設への女性参画を目指し、国際援助を前提としたものである。具体的には、諸外国や国際機関からの援助額の一定率分を女性のための施策や事業を支援するために確保・活用し、政府省庁に対してあらゆる規則や手続等を見直し・改正し、ジェンダーに基づく偏見の除去を規定する条項がある。また、この法律については、1993年には運用指針が発表されており、諸外国や国際機関からの援助額の最低5%が男女参画に割り当てるように定めている。

また、1975年にイメルダ・マルコス大統領夫人を委員長として大統領府内に設立された「フィリピン全国女性役割委員会」は、「女性を経済、社会、文化的発展に参画させるための方法を検討、評価、諮問する機関を創設する」大統領府直轄の機関として、主に国民運動の組織化や政治ロビー活動を実施した<sup>19</sup>。設立当初は、大統領夫人が設立に大きく携わり、初代委員長を務めたため、政治色の強い団体であったが、1986年以降、政治色は排除されることとなる。1994年には、「フィリピン女性役割委員会の構成、権限、機能を再定義する法律」が制定され、女性のための施策を調整する機関としての権限が明確化された。また、その後の2009年に制定された「共和国法 9710『女性のマグナカルタ (Magna Carta of Women)』」では、委員会の名称を「フィリピン女性委員会」に変更することを定めたほか、この法律関連の問題が生じた場合には監督機関として必要に応じて政府機関等に対して指示が可能となることを定めた。これにより、「フィリピン女性委員会」の権限は拡大された。

### 第3節 女性の社会進出に関する経済的要因

ここまでフィリピンにおけるジェンダーに関する歴史や主な法律や政策について見てきたが、フィリピンでは独立前後からジェンダーに関する法律や政策を整え、行政による後押しができるように取り組んできたことが分かる。また、第1章では、「The Global Gender Gap Report」において経済参画の分野でも高い数値となっており男女平等が進んでいることを述べた。このレポートでは平均値がデータとして使用されていることから、平均的には女性の社会進出が進み、経済的な地位が向上していると言えることができる。

しかし一方で、フィリピンのマニラ首都圏において、2023年時点での非農業部

<sup>19</sup> 内閣府男女共同参画局「諸外国における政策・方針決定過程への女性の参画に関する調査-ドイツ共和国・フランス共和国・大韓民国・フィリピン共和国-」(2008年3月)  
[<https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/sekkyoku/h19shogaikoku.html>] (最終検索日: 2025年2月28日)、第5章 (p.152)

門の最低賃金（日給）は 610 ペソ（日本円でおおよそ 1,590 円）、農業部門は 573 ペソ（日本円でおおよそ 1,490 円）となっており<sup>20</sup>、男女どちらかの稼ぎでは生活できない家庭もあることも現実である。

経済的格差については、フィリピンにとって今後解決していかなければならない課題のひとつではあるが、一方で、フィリピンがこれまで取り組んできた政策や教育によって、男女平等の意識が根付いて、男女関係なく社会のさまざまな分野で活躍できているとすることができるであろう。

---

<sup>20</sup> 吉田暁彦（JETRO ビジネス短信）「マニラ首都圏、最低賃金を引き上げ（フィリピン）」（2023 年 7 月 27 日）[<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/07/6d95b86a83548598.html>]（最終検索日：2025 年 2 月 28 日）、この記事では 1 ペソ＝約 2.6 円としている。

### 第3章 シンガポールの場合

最後はシンガポールに焦点を当てていきたい。第1章で言及したシンガポールに関する内容を振り返ってみると、「The Global Gender Gap Report」において、シンガポールは146か国中総合48位で、経済参画では18位、政治参画では69位となっており、特に経済分野でのジェンダー・ギャップが少ないと考えられる。ここではシンガポールのジェンダーに関する基本法制、政策などを確認しながらジェンダー・ギャップが少ない理由を探っていきたい。

#### 第1節 ジェンダーに関する基本法制・政策について

シンガポールには、独立する以前の1961年に「女性憲章」を制定している。この憲章では、婚姻における女性の権利を保障し、男女が対等な関係を築けるような規定を設けたほか、多妻婚を禁止している（イスラム教徒については適用外）。そして、独立した1965年に制定されたシンガポール共和国憲法では、法の下での平等を規定し、宗教や人種、出自に関する差別を禁止しているが、一方で性別による差別については禁止していない。また、建国当初は女性が政策等の決定過程に参画させるための積極的な法制や計画などもなかったことから、女性の社会進出を促進するための体制はあまり整備されていなかったと考えられる。

しかし、シンガポールは国土が小さく、労働力も限られるため、男性だけではなく女性にも経済や政治などに積極的に参画してもらうことは非常に重要であった。そのため、女性の社会進出を推進することを目的に、雇用機会の面でさまざまな政策に取り組んできた。この取組を実施するにあたっての基本法制は1968年に制定された雇用法である。雇用法は、船員・家事従事者・公務員・経営者を除く被雇用者が適用対象となっており、国籍や雇用形態に関して制限はない。この法律では、賃金や労働時間、出産・育児休暇などの雇用の基本的な契約条件を規定しているほか、あらゆる差別に基づく解雇については紛争解決の申し立てを行う権利を保障している。直近では、2019年4月から改正雇用法が施行されている。この改正法では適用対象者が拡大され、月額基本給が4,500シンガポールドル（日本円でおおよそ50万円<sup>21</sup>）以上の管理職も対象となった。また、管理職や上級職の年次休暇や祝日の有給扱いなどの福利厚生に関する権利の保護の強化や、雇用主と従業員間の紛争解決の手段の充実についても改正された。

#### 第2節 ワーク・ライフ・バランスの促進

シンガポールにおいて女性の社会進出が進んできた要因には、女性が職場で活躍できるように育児と仕事の両立がしやすい環境の整備を積極的に実施したことがあるだろう。特に、1978年から始まった外国人家事労働者（いわゆるメイド）の受

<sup>21</sup> 1シンガポールドル=110.75円（2025年2月28日現在の為替レート）

け入れは、シンガポールの女性たちが社会参画していく大きなきっかけになったと考えられる。また、フレックスタイム制などの柔軟な働き方ができる選択肢の強化や、ワーク・ライフ助成金の開始などでワーク・ライフ・バランスをさらに促進させた。

また、父親も家庭や育児に積極的にかかわれるように、「ダッズ・フォー・ライフ」という父親の育児参加計画プログラムや2週間有給での付き添い産休などの取組を実施している。このような取組によって女性だけでなく男性もワーク・ライフ・バランスをとれるようになり、さらなる男女共同の社会参画が進んできたと考えられる。

おわりに

本稿では、東南アジア諸国エリアのうち、フィリピンとシンガポールに焦点をおいてジェンダーに関する歴史や基本法制、政策などを述べた。

フィリピンでは、男女平等を推し進める基本法制や政策が充実しており、制度によって男女平等の実現に近づいていることが分かった。消極的な要因としては経済的格差があることから男性だけでなく女性も社会に出て働くことで生活を支えていることがある、ということにも言及した。

また、シンガポールでは、ジェンダーに関する基本法制は少ないものの、女性の社会進出を促進させる政策や計画が実施されており、女性が家事と育児の両立がしやすい環境を整備していることが分かった。2024年5月に就任したローレンス・ウォン首相による施政方針演説において、今後の国作りの柱の一つとして家庭が挙げられた。ウォン首相は「女性がキャリアの目標を追い求めつつ、(育児など)家事の責任をより重く背負うことは不可能だ。父親も育児で大きな役割を担う必要がある」と呼びかけており<sup>22</sup>、父親の育児参加をさらに促進させるための制度が発表された。具体的には、2025年4月からは父親の育休期間を2週間から4週間にすることや、2026年4月からは父母のいずれかが追加で10週間育休を取得できるようになるのである<sup>23</sup>。このことから、シンガポールにおいては、さらに男女がともに家庭を支えられる社会を目指していることがわかる。今後シンガポールは、より男女が平等に社会参画できる社会となっていくだろう。

本稿におけるフィリピンとシンガポールの基本法制や政策などの紹介が、日本の地方自治体における男女共同参画にかかわる施策の一助になれば幸いである。

---

<sup>22</sup> 本田智津絵 (JETRO ビジネス短信) 「経済や家庭支援などの政策をリセット、ウォン首相が初の独立記念演説 (シンガポール)」 (2024年8月21日)

[<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/08/56debc61543ed2e.html>] (最終検索日: 2025年2月28日)

<sup>23</sup> 本田智津絵 (JETRO ビジネス短信) 「経済や家庭支援などの政策をリセット、ウォン首相が初の独立記念演説 (シンガポール)」 (2024年8月21日)

[<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/08/56debc61543ed2e.html>] (最終検索日: 2025年2月28日)

## 参考文献

### ○第1章

石川祥子（国連開発計画（UNDP））「内閣府男女共同参画会議 男女共同参画基本計画に関する専門調査会 国際社会におけるジェンダー概念（一般的に理解されている定義と使用状況など）」（2025年9月9日）[<https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/keikaku/siryo/pdf/14-2.pdf>]（最終検索日 2025年2月28日）

公益財団法人日本ユニセフ協会（UNICEF）「5. ジェンダー平等を実現しよう」（2024年5月6日）[<https://www.unicef.or.jp/kodomo/sdgs/17goals/5-gender/>]（最終検索日：2025年2月28日）

公益財団法人日本ユニセフ協会（UNICEF）「持続可能な世界への第一歩 SDGs CLUB」（2024年5月3日）[<https://www.unicef.or.jp/kodomo/sdgs/17goals/5-gender/>]（最終検索日：2025年2月28日）

政府統計の総合窓口（e-Stat）「労働力調査 基本集計 全都道府県 全国 年次」[<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003008330>]（最終検索日：2025年3月19日）

総務省統計局「労働力調査」（1996年）

[<https://www.stat.go.jp/data/roudou/index.htm>]（最終検索日：2025年3月19日）

内閣府男女共同参画局「女性活躍・男女共同参画における現状と課題」（2023年4月11日）[[https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/wg-nwec/pdf/wg\\_01.pdf](https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/wg-nwec/pdf/wg_01.pdf)]（最終検索日：2025年2月28日）

The World Economic Forum. (2024). Global Gender Gap Report 2024. The World Economic Forum. [[https://www3.weforum.org/docs/WEF\\_GGGR\\_2024.pdf](https://www3.weforum.org/docs/WEF_GGGR_2024.pdf)]（最終検索日：2025年2月28日）

United Nations Development Programme (UNDP). (2025). Gender Development Index (GDI), [<https://hdr.undp.org/gender-development-index#/indicies/GDI>]（最終検索日：2025年2月28日）

United Nations Development Programme (UNDP). (2025). Gender Inequality Index (GII), [<https://hdr.undp.org/data-center/thematic-composite-indices/gender-inequality-index#/indicies/GII>]（最終検索日：2025年2月28日）

### ○第2章

織田 由紀子（(財)アジア女性交流・研究フォーラム（CICE 客員研究員））「フィリピンの公教育におけるジェンダーと女性政策」（広島大学教育開発国際協力研究センター「国際教育協力論集」第3巻第2号、2000年）  
[<https://www.cice.hiroshima-u.ac.jp/wp-content/uploads/2014/03/3-2-11.pdf>]

- (最終検索日：2025年2月26日)
- 外務省「フィリピン共和国基礎データ」(2023年3月1日) [<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/philippines/data.html>] (最終検索日：2025年2月28日)
- 清末愛砂 (亜細亜女性法學研究所)「シンガポールにおけるファミリー・バイオレンスに関する法制度の改革と今後の課題」(2012年) [<https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/2012/121011/201201025B/201201025B0002.pdf>] (最終検索日：2025年2月28日)
- 内閣府男女共同参画局「諸外国における政策・方針決定過程への女性の参画に関する調査-ドイツ共和国・フランス共和国・大韓民国・フィリピン共和国-」(2008年3月) [<https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/sekkyoku/h19shogaikoku.html>] (最終検索日：2025年2月28日)
- フィリピン政府観光省「フィリピンの基礎知識」(日付不明) [<https://philippinetravel.jp/about/basic/>] (最終検索日：2025年2月28日)
- 堀江和美, 弓指昭子 (一般財団法人自治体国際化協会、編集者)「CLAIR REPORT No.454 ASEAN 諸国のジェンダー政策～ミャンマー・カンボジア・フィリピン～」(2018年5月10日) [<https://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/454.pdf>] (最終検索日：2025年2月28日)
- 森壮也 (アジア経済研究所)「小林昌之編『開発途上国の女性障害者』調査研究報告書 第5章 フィリピンにおける「ジェンダーと障害」」(2015年) [[https://www.ide.go.jp/library/Japanese/Publish/Reports/InterimReport/2014/pdf/C29\\_ch5.pdf](https://www.ide.go.jp/library/Japanese/Publish/Reports/InterimReport/2014/pdf/C29_ch5.pdf)] (最終検索日：2025年2月28日)
- 吉田暁彦 (JETRO ビジネス短信)「マニラ首都圏、最低賃金を引き上げ (フィリピン)」(2023年7月27日) [<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/07/6d95b86a83548598.html>] (最終検索日：2025年2月28日)
- JoseDorothy dL.Mary, Alfarorita Lourdes A.Ma. (2021). The Origins of the Women's Movement in the Philippines and Thailand: A Preliminary Comparison. Center for Women's and Gender Studies, University of the Philippines. [[https://www.academia.edu/95972458/The\\_Origins\\_of\\_the\\_Women\\_s\\_Movement\\_in\\_the\\_Philippines\\_and\\_Thailand\\_A\\_Preliminary\\_Comparison](https://www.academia.edu/95972458/The_Origins_of_the_Women_s_Movement_in_the_Philippines_and_Thailand_A_Preliminary_Comparison)] (最終検索日：2025年2月28日)
- The Philippines and the University of Michigan. (日付不明). Philippine Women in UM Archives. The Philippines and the University of Michigan

[[https://philippines.michiganintheworld.history.lsa.umich.edu/s/exhibit/page/philippine-women-in-um-archives#:~:text=Before%20colonialism%20\(prior%20to%20Spanish,women%20fought%20for%20better%20treatment\]](https://philippines.michiganintheworld.history.lsa.umich.edu/s/exhibit/page/philippine-women-in-um-archives#:~:text=Before%20colonialism%20(prior%20to%20Spanish,women%20fought%20for%20better%20treatment)) (最終検索日：2025年2月28日)

○第3章

SingaLife 編集部「シンガポールにおける男女平等への道のり」(2021年3月21日)

[<https://singalife.com/category/26792/>] (最終検索日：2025年2月28日)

一般財団法人自治体国際化協会シンガポール事務所「シンガポールの政策 ジェンダー政策編」(2021年8月) [[https://www.clair.org.sg/j/wp-content/uploads/2021/](https://www.clair.org.sg/j/wp-content/uploads/2021/10/f9a88172c926a5945caf368ef1a83bf1.pdf)

[10/f9a88172c926a5945caf368ef1a83bf1.pdf](https://www.clair.org.sg/j/wp-content/uploads/2021/10/f9a88172c926a5945caf368ef1a83bf1.pdf)]

(最終検索日：2025年2月28日)

外務省「シンガポール共和国基礎データ」(2024年6月4日)

[<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/singapore/data.html>]

(最終検索日：2025年2月28日)

源卓也 (JETRO ビジネス短信)「4月から施行の雇用法改正、適用対象者を拡大へ (シンガポール)」(2019年3月1日)

[[https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2019/](https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2019/544ff587b6ff080e.html)

[544ff587b6ff080e.html](https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2019/544ff587b6ff080e.html)] (最終検索日：2025年2月28日)

内閣府男女共同参画局「諸外国における政策・方針決定過程への女性の参画に関する調査-オランダ王国・ノルウェー王国・シンガポール共和国・アメリカ合衆国-

」(2009年3月) [<https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/sekkyoku/h20shogaikoku.html>]

(最終検索日：2025年2月28日)

President of the Republic of Singapore. (2023年9月13日). Former Presidents.

[<https://www.istana.gov.sg/The-President/Former-Presidents>] (最終検索日：2025年2月28日)

○おわりに

野上 (リーラコーエンシンガポール)「2024年ナショナルデー演説の要点ピックアップ」(2024年8月20日) [<https://www.reeracoen.sg/ja/articles/singapore-ndp-rally-2024jp>]

(最終検索日：2025年2月28日)

本田智津絵 (JETRO ビジネス短信)「経済や家庭支援などの政策をリセット、ウオン首相が初の独立記念演説 (シンガポール)」(2024年8月21日) [<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/08/56debc61543ed2e.html>]

(最終検索日：2025年2月28日)

**【執筆】**

一般財団法人自治体国際化協会シンガポール事務所  
所長補佐 木村 華奈子

**【監修】**

所 長 高野 一樹  
調査役 長田 卓哉